

◎新潟県告示第1253号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講ずべき支障の除去等の措置の内容

新潟県上越市名立区大字谷口字住屋1172番地1及び同1194番地1に長期間放置されている汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及びそれらが付着している廃棄物の処分者等は、それらを全量撤去し、適正に処理すること。

2 履行期限

平成26年9月30日

3 その他

履行期限までに当該措置を講じないときは、法第19条の8第1項の規定により県が当該措置の全部又は一部を自ら講ずることがあり、これに要した費用については、法第19条の8第2項の規定により徴収する。